

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の設定	
根拠条例等・条項	堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例	
所 管 課	子育て支援部	幼保政策課
審 査 基 準	別添「堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等に関する審査基準」のとおり	
標準処理期間	標準処理期間	未設定
	標準処理期間を設定できない理由	申請内容の事実確認等に要する期間が個々の案件によって異なり、期間の設定が困難であるため。

## 堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等に関する審査基準

この基準は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項及び第3項の認定についての基準を定めるものとする。

法第3条第1項及び第3項の認定については、堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成28年堺市条例第39号。以下「条例」という。）、法その他関係法令のほか、この基準により審査する。

## 1 学級の編制

(1) 条例第5条第3項の規定により1学級の子ども数を35人以下とすることを認める場合の事由は、次のいずれかに限るものとする。

ア 園舎の都合により、保育室を分けて学級を増設することが困難であること。

イ 年度当初の学級編制時から子ども数が増えたことにより、少人数の学級編制が困難となった場合であること。

ウ 待機児童が生じている場合、又は待機児童が見込まれる場合であること。

## 2 職員の資格

(1) 条例第6条第3項に規定する「併有に向けた努力」は、次のいずれかに掲げる事項を実施しているものとする。

ア 資格を取得するため大学若しくは専修学校の通信講座又は夜間講座において所要の単位の修得に向けて履修していること。

イ その他の通信講座の受講又は勉強会への参加その他併有に向けた努力を行っていることが客観的に認められる事由があること。

## 3 認定こども園の長

(1) 条例第7条第1項に規定する「認定こども園の長」は、条例第4条第1項に規定する教育及び保育に従事する者と兼任していないものとする。

(2) 条例第7条第2項に規定する「管理及び運営を行う能力」は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年／内閣府／文部科学省／厚生労働省／令第2号。以下「府省令」という。）第12条又は第13条で規定する幼保連携型認定こども園の園長の資格に該当するものとする。

## 4 建物等の配置

(1) 条例第8条第1項第1号に規定する「教育及び保育の適切な提供が可能であること」は、次のいずれにも該当するものとする。

ア 認定こども園を構成する建物等の間の距離は、子どもにとって日常的に負担にならない程度で移動が可能であり、かつ、共通利用時間を確保するのに支障とならないものであること。

イ 運動会等の行事に当たって、すべての子どもの一斉の活動が可能であること。

(2) 条例第8条第1項第2号に規定する「子どもの移動時の安全が確保されていること」は、移動において通行する道路にガードレール及び歩道その他通行の安全を確保する設備が設置されている

こととする。

## 5 園舎の面積

条例第9条に規定する園舎の面積の算定に当たっては、「幼稚園と保育所の施設の共有化等に関する指針について」（平成10年3月10日文初幼第476号・児発第130号文部省初等・中等教育・厚生省児童家庭局長連名通知）に準じて算定するものとする。ただし、同項ただし書きの基準を満たすときは、この限りでない。

## 6 屋外遊戯場

- (1) 条例第12条第1項第1号で規定する屋外遊戯場の面積について、条例第12条第3項本文の規定に関わらず、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」（平成26年9月5日雇児発0905第5号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の第2の5の要件を全て満たす場合は、屋上を面積算入することができる。
- (2) 条例第12条第3項第1号に規定する「子どもが安全に利用できること」は、次のいずれにも該当することとする。ただし、これに該当しない場合は、これと同等以上の効果があると認められるものに代えることができる。
  - ア 移動において通行する道路にガードレール及び歩道その他通行の安全を確保する設備が設置されていること。
  - イ 当該屋外遊戯場の周囲がフェンス等により囲われていること。
  - ウ 当該屋外遊戯場の入口に子どもの飛出し等の防止措置がとられていること。
  - エ 当該屋外遊戯場内に危険物及び危険箇所がないこと。
  - オ 緊急時の連絡体制が整っていること。
- (3) 条例第12条第3項第2号に規定する「利用時間を日常的に確保できること」は、待機児童解消に向けた児童福祉施設最低基準に係る留意事項等について（平成13年3月30日雇児保第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）の1の(2)に掲げる要件を満たすものとする。
- (4) 条例第12条第3項第3号に規定する「教育及び保育の適切な提供が可能であること」は、4の(1)に該当するものとする。

## 7 食事の提供の特例

- (1) 条例第13条第1項の規定により、認定こども園外で調理し搬入する方法により食事を提供するときは、「保育所における食事の提供について」（平成22年6月1日雇児発0601第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に従って実施するものとする。
- (2) 条例第13条第2項に規定する「調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備」及び同条第3項に規定する「調理設備」は、「認定こども園制度に関するQ&Aについて」（平成18年10月24日事務連絡文部科学省・厚生労働省幼保連携推進室通知）で示すものとする。

## 8 満3歳未満の子どもの定員を設けるときの施設設備

条例第14条第1項に規定する乳児室及びほふく室の面積の算定に当たっては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令について」の留意事項について（平成23年10月28日

雇児発1028第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)を踏まえるものとする。

## 9 教育及び保育の計画

条例第15条第1項に規定する「教育及び保育に関する全体的な計画」は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年／内閣府／文部科学省／厚生労働省／告示第2号。以下「告示」という。）第五の三に従って作成するものとする。

## 10 職員の資質の向上

条例第18条第1項に規定する「認定こども園の長並びに保育に従事する者の資質の向上等を図る体制」は、認定こども園の長並びに教育並びに保育に従事する者に対する資質向上等について、告示第六に従って実施する体制であるものとする。

## 11 子育て支援事業

条例第19条第1項及び第2項に規定する子育て支援事業については、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 府省令第2条第1項各号に掲げる事業のうち、1事業以上を選択し、実施し得るものであること。
- (2) 府省令第2条第1項第1号又は同項第2号に規定する事業を実施する場合については、それぞれ週に1回以上実施すること。この場合において、同条第1号に規定する地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設するときは、当該場所は、10組以上の子ども及びその保護者が利用可能であり、かつ、授乳コーナー等乳幼児を連れて利用しても支障が生じないような設備を有する等適切な環境を備えた部屋であるものとする。
- (3) 府省令第2条第1項第3号に規定する事業を実施する場合については、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の35第1項第1号又は同項第3号で規定する一時預かり事業で定める基準を準用すること。
- (4) 府省令第2条第1項第4号及び同項第5号に規定する事業を実施する場合については、認定こども園の開園時間中は常時実施できるものであること。ただし、合理的な理由がある場合は、この限りでない。
- (5) 子育て支援事業を実施するに当たっては、参加する保護者の様々な事情を考慮して、参加可能な保護者ができるだけ多くなる等、実施する日時が工夫されたものであること。
- (6) 子育て支援事業に従事する者は認定こども園の職員とし、地域の子育て支援に実績のある民間の団体又は個人との連携を図ること。
- (7) 子育てに関する相談をする者のプライバシーが確保されるなど、子育て支援事業を実施するための適切な設備等を確保すること。
- (8) 子育て支援事業の実施場所が、その職員配置及び設備の使用等について、認定こども園で実施する教育及び保育の妨げにならないものであること。
- (9) 実施する子育て支援事業に関し、研修等の実施及び職員が研修等への参加ができる勤務体制等の計画を作成すること。
- (10) 子育て支援事業について、市町村並びに地域において子育て支援に実績のある民間の団体又は

個人からその活動状況について適宜情報提供を得られる体制が整えられていること。

## 1.2 教育時間・保育時間等

条例第20条第1項及び第2項の規定については、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて（平成26年11月28日府政共生第1104号・26文科初第891号・雇児発1128第2号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の4の(1)を満たすよう努めるものとする。

## 1.3 地方裁量型認定こども園の設置者

(1) 条例第26条第1項第2号に規定する「経済的基礎があること」は、次のいずれにも該当するものとする。

ア 認定こども園の経営を行うために必要なすべての物件について所有権を有し、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。ただし、次のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

(ア) 貸与を受けている土地又は建物について、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記していること。ただし、次のいずれかに該当する場合であつて、安定的な事業の継続の確保が図られると認められるときは、この限りでない。

① 建物の賃貸借期間が、賃貸借契約において10年以上とされている場合。

② 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人又は鉄道、電力若しくはガスその他の公共性の高い事業を営む信用力の高い主体である場合であること。

(イ) 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。

(ロ) 賃借料の財源について、認定を受けようとする者が運営する他の事業からの継続的な財源が確保されていること又は国若しくは地方公共団体その他の団体による継続的な補助が受けられる等安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。

(ハ) 社会福祉法人及び学校法人以外の者が不動産の貸与を受けて認定こども園を設置する場合にあつては、(ロ)の財源とは別に、当面の支払いに充てるための1年間の賃借料に相当する額と1千万円（1年間の賃借料が1千万円を超える場合には、当該1年間の賃借料相当額）との合計額の資金を安全性がありかつ換金性の高い資産（普通預金、定期預金又は国債等をいう。）により保有していること。

(ニ) 賃借料及びその財源が収支計算書に適正に計上されていること。

イ 認定こども園の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等の資産により保有していること。

(2) 条例第26条第1項第3号に規定する「財務内容が健全であること」は、認定を受けようとする者が3年以上継続して事業を営んでおり、当該者が営む事業の全体の財務内容について直近3年間の会計年度において連続して損失を計上していないものとする。

## 1.4 職員の数等に係る特例

(1) 条例附則第2項及び第5項に規定する「市長が幼稚園の教諭免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者」は、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 保育所等（認定こども園又は保育所又は地域型保育施設をいう。以下同じ。）で保育業務に従事した期間が十分にある者。（常勤で1年程度が目安）
  - イ 子育て支援員研修のうち地域型保育事業コースを修了し、研修修了後、保育所等で実習期間を経た者。
- (2) 条例附則第6項に規定する「子育てに関する知識及び経験を有する看護師等」は、次のいずれかに該当する者とする。
- ア 保育所等での勤務経験が概ね3年を満たす者。
  - イ 子育て支援員研修のうち地域型保育事業コースを修了している者。
- (3) 条例附則第6項に規定する「保育士資格を有する者による支援を受けることができる体制」とは、保育士資格を有する者と合同の組又はグループを編成し、原則として同一の乳児室など同一空間内で保育を行うことを示すものとする。

附 則

この基準は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。